

青森県報

第九百九十四号

令和七年
十一月十九日
(水曜日)

なお、その関係図面は、告示の日から令和七年十二月十八日まで青森県県土整備部
道路課において一般の縦覧に供する。

令和七年十一月十九日

青森県知事 宮下宗一郎

目次

告示

○道路の供用の開始 (道路課) :

公告

○大規模小売店舗の変更の届出 (地域企業課) :

○都市計画の変更案の縦覧 (都市計画課) :

○右 同 (支援課) :

○右 同 (同) :

○右 同 (同) :

大規模小売店舗の変更の届出

○政治資金規正法による政治団体の名称等の公表 (事務局) : 四
 ○政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出 (同) : 四
 ○政治資金規正法による政治団体の解散の届出 (同) : 五
 ○政治資金規正法による資金管理団体でなくなった旨の届出 (同) : 三

告示

令和七年十一月十九日

青森県知事 宮下宗一郎

| 路線名 | 供用開始の区間 | の供用開始 |
|--|----------------------------------|---------|
| 県道青森田代十 和田線 | 青森市大字駒込字深沢一七から 青森市大字駒込字深沢一七まで | 令和七・二・〇 |
| 県道青森田代十 和田線 | 青森市大字駒込字深沢一七まで | ク |
| 青森市大字横内字八重菊六一の三から 青森市大字横内字八重菊六一の三まで | ク | ク |

公告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和七年十一月十九日

青森県告示第五百七十二号
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり
道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドン・キホーテ弘前店
- 弘前市大字高田五丁目二の八
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
みづほ信託銀行株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目三の三
代表取締役 笹田賢一

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

| 変更前 | 変更後 | 年月日 |
|---|---|--------------|
| 株式会社ドン・キホーテ 東京都目黒区青葉台二丁目一九の 代表取締役 吉田直樹 | 株式会社ドン・キホーテ 東京都目黒区青葉台二丁目一九の 代表取締役 鈴木康介 | 令和 七・九・二六 |
| 届出年月日 | 令和七年十一月六日 | 七・九・二六 |
| 令和七年十一月六日 | 令和七年十一月六日 | 七・九・二六 |

都市計画の変更案の縦覧

意見書は、日本語により記載すること。
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、青森都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画を変更したいので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により公告し、次のとおり青森都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の変更案を縦覧に供する。なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の変更案について、知事に意見書を提出することができる。

令和七年十一月十九日

青森県知事 宮下宗一郎

- 一 都市計画の種類
青森都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画
- 二 都市計画の変更に係る土地の区域
1 除かれる土地の区域
なし
- 2 追加される土地の区域
なし
- 三 縦覧場所
青森県国土整備部都市計画課
青森市都市整備部都市政策課
- 四 縦覧期間
令和七年十一月二十日から同年十一月四日まで
- 五 縦覧時間
午前八時三十分から午後五時まで

- 六 意見書の提出
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができます。
- 1 提出期限
令和八年三月十九日
- 2 提出先
青森県経済産業部地域企業支援課
- 3 記載事項
(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
(三) 意見及びその理由
- 4 言語

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、弘前広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画を変更したいので、同条

第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により公告し、次のとおり弘前広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の変更案を縦覧に供する。なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の変更案について、知事に意見書を提出することができる。

令和七年十一月十九日

青森県知事 宮 下 宗 一郎

一 都市計画の種類

弘前広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 除かれる土地の区域

なし

2 追加される土地の区域

なし

三 縦覧場所

青森県県土整備部都市計画課

弘前市都市整備部都市計画課

平川市建設部建築住宅課

藤崎町建設課

大鷲町建設課

田舎館村建設課

四 縦覧期間

令和七年十一月二十日から同年十二月四日まで

五 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、六ヶ所都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画を変更したいので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により公告し、次のとおり六ヶ所都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の変更案を縦覧に供する。なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の変更案について、知事に意見書を提出することができる。

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、八戸都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画を変更したいので、同条第二

項において準用する同法第十七条第一項の規定により公告し、次のとおり八戸都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の変更案を縦覧に供する。なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の変更案について、知事に意見書を提出することができる。

令和七年十一月十九日

青森県知事 宮 下 宗 一郎

一 都市計画の種類

八戸都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 除かれる土地の区域

なし

2 追加される土地の区域

なし

三 縦覧場所

青森県県土整備部都市計画課

八戸市都市整備部都市政策課

四 縦覧期間

令和七年十一月二十日から同年十二月四日まで

五 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

都市計画の変更案の縦覧

令和七年十一月十九日

青森県知事 宮下宗一郎

一 都市計画の種類
六ヶ所都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画

二 都市計画の変更に係る土地の区域
1 除かれる土地の区域

2 追加される土地の区域
なし

3 縦覧場所
青森県国土整備部都市計画課

4 縦覧期間
六ヶ所村政策推進課

5 縦覧時間
午前八時三十分から午後五時まで

6 縦覧時間
令和七年十一月二十日から同年十二月四日まで

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第七十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第二百九十四号）第六条第一項の規定により政治団体の設立の届出のあつた政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次のとおり告示する。

令和七年十一月十九日

青森県選挙管理委員会委員長

鶴岡真治

国会議員関係政治団体以外の政治団体
政党以外の政治団体

政党以外の政治団体

| | | | 参政党青森第3支 (浦野正弘) | | | 政党の支部 |
|--------------|--------------------------|------------|--------------------|-------|----------------------|---------------------|
| | | | 会計責任者 | 会計責任者 | 主たる事務所の所在地 | 異動事項 |
| 支部 (川崎七洋) | 自由民主党五戸町 支部 (川崎七洋) | 下三戸郡五戸町の一字 | 小田桐晶 | 浦野正弘 | 黒石市大字高館 甲松坂六〇の字 | 新 |
| 部 (後藤美穂子) | 参政党青森第1支 (後藤美穂子) | 三戸郡五戸町字一 | 工藤のぞみ | 齋藤俊史 | 五所川原市七〇の字 谷五〇七〇の字 | 旧 |
| | | | | | | 年異月日動 令和 七〇・六 |
| | | | 七〇・三 | 七〇・六 | | |

青森県選挙管理委員会告示第八十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第二百九十四号）第七条第一項の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

令和七年十一月十九日

青森県選挙管理委員会委員長 鶴岡真治

| | |
|-------------------|----------|
| 名政治団体の 会(鈴木美朝) | 氏代表名者 |
| 高砂優子 | 氏会計責任者名 |
| 八戸市大字朔日町 | 所主たる事務所地 |
| 令和七〇・八 | 年届月日出 |

政治資金規正法（昭和二十三年法律第二百九十四号）第十九条第三項第一号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により次のとおり告示する。

青森県選挙管理委員会告示第八十二号

| 政 治 团 体 の 名 称 | | |
|---------------|------|------------------|
| むつ下北を未来に紡ぐ研究会 | 木村 努 | 代表者氏名 |
| 木村努後援会 | 木村 努 | 解散年月日 令和 七〇・五 |

政党以外の政治団体

青森県選挙管理委員会委員長 鶴岡真治

政治資金規正法（昭和二十三年法律第二百九十四号）第十七条第一項の規定により、次の政治団体から解散の届出があつたので、同条第三項の規定により告示する。

令和七年十一月十九日

青森県選挙管理委員会告示第八十一号

| 政治団体の名称 (代表者氏名) | 異動事項 |
|--------------------|-------|
| 小松雅彦後援会 (瀬川 左二) | 新 |
| 会計責任者 | 代 表 者 |
| 野沢 敏雄 | 相坂 克則 |
| 大野 孝志 | 柏 秀人 |
| 七〇・九 | 旧 |
| 澤田 公勇 | 長山 貴弘 |
| 七〇・一 | 兼平 浩美 |
| 七〇・五 | 令和 |
| 木村 努 | 年異月日動 |

| | |
|---------------|------------------|
| 木村 努 | 資金管理団体の届出をした者の氏名 |
| むつ下北を未来に紡ぐ研究会 | 資金管理団体の名称 |
| 令和 七〇・五 | 資金管理団体でなくなった年月日 |

令和七年十一月十九日
青森県選挙管理委員会委員長 鶴岡真治

(発行所
青森市長・島一丁人)
森目一番一
県号

(印刷所
青森市第二間奥印刷株式会社
東奥印刷三丁目七番七号)

定価小口一枚二付二十一円七十銭
毎週月・水・金曜日発行